

平成30年度第5回
東京都景観審議会計画部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

平成30年度第5回東京都景観審議会計画部会議事録

I 日 時

平成31年2月27日（水） 13：32～16：35

II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

III 出席者

【委員】岸井部会長、瀬良部会長代理、加藤委員、高見委員、田中委員、内藤委員、古谷委員

【事務局】山崎景観・プロジェクト担当部長、米田緑地景観課長、小野屋外広告物担当課長、蓮見景観担当課長

IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<審議事項>

1 大規模建築物等景観形成指針案件

- ・ 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針の変更について

(以下、議事次第は非公開)

V 配付資料

資料1-1 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更の概要

資料1-2 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（案）

資料1-3 「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更（案）」に対する意見概要

資料1-4 渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更（案）の認定について

(以下、配付資料は非公開)

○米田緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第5回東京都景観審議会計画部会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ当部会にご出席いただき、ありがとうございます。

部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、緑地景観課長の米田です。よろしくお願いいたします。着席させていただきます。

はじめに、現在、ご出席の委員の方は7名でございます。東京都景観審議会規則第6条第4項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料を確認いたしたいと思います。議事次第、配布資料一覧、資料1-1から1-5というものがございます。それから、資料2、資料3、資料4、資料5というふうな順番となっております。それから、座席表がございまして、それとは別に、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、紙ファイルで綴じてあります「景観法、東京都景観条例、東京都景観審議会運営要綱、規則」を机上に置かせていただいております。

すべてお揃いでしょうか。不足がありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、揃っているようですので、進めさせていただきます。

議事に入ります前に、事務局のメンバーに変更がございましたので、ご紹介いたします。

景観・プロジェクト担当部長、山崎でございます。

○山崎景観プロジェクト担当部長 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○米田緑地景観課長 それでは、東京都景観審議会運営要綱第15条第4項に基づき、岸井部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岸井部会長 よろしくお祈りいたします。ただいまから、第5回の計画部会を進めてまいります。お手元の議事次第に沿って進めてまいります。まず、傍聴の方に関しては、いらっしゃいませんか。

○米田緑地景観課長 はい。

○岸井部会長 それでは、早速、審議事項に入りたいと思います。審議事項の1、大規模建築物等景観形成指針案件について、事務局から説明をお願いいたします。

○蓮見景観担当課長 本件は、渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観指針を変更するもので、渋谷区が変更案を提案し協議を求めてきたため、東京都が認定審査を行うに当たってご審議をいただくものとなります。

以上です。

○岸井部会長 東京都景観審議会運営要綱第8条の規定に基づきまして、関係者に出席を求め説明をお願いしたいと思います。

よろしければ、これから関係者の説明と質疑を行います。よろしいでしょうか。

それでは、渋谷区さんでしょうか、よろしく申し上げます。

(渋谷区入室)

○蓮見景観担当課長 それでは、説明者の方につきましては、本件について、自己紹介の後、内容の説明をお願いいたします。

○渋谷区 渋谷区の都市整備部の中田と申します。よろしく申し上げます。

○渋谷区 同じく杉です。よろしく申し上げます。

○渋谷区 同じく小宮と申します。よろしくをお願いいたします。

○渋谷区 あと、エリマネの関係者が後ろにおります。

では、小宮のほうから説明させていただきます。

○渋谷区 よろしくをお願いいたします。

○渋谷区 座って説明させていただきます。主にスライドを使ってご説明させていただきます。

最初に、現行の渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針についてご説明させていただきます。

東京都景観条例に定められております都市開発諸制度等を利用した大規模建築物等の事前協議制度について、渋谷駅周辺では、地域の個性を生かした景観誘導を行う区域として、個性ある景観を誘導していくため、平成23年に東京都へ案を提案し、こちらの指針の認定を受けました。こちらの青い線で囲われている区域が、適用区域になります。渋谷駅街区地区計画、道玄坂一丁目地区地区計画の全地区、桜丘地区地区計画のA地区、渋谷三丁目地区地区計画のB地区が対象となっております。

また、景観形成基準として指針1から4を示しております。指針1が、渋谷の玄関口に相応しい、様々なアクティビティが感じられる駅前顔の形成、指針2が、渋谷らしい、エリアや沿道ごとに個性ある街並み、多様な界わり、活気とにぎわい景観の形成、指針3が、周辺とも連携した緑と水が連なる景観の形成、指針4が、群としての象徴性を備えたスカイラインの形成としております。

適用区域内の大規模建築物等の計画が、こちらの指針に適合するようデザイン調整を行う機関として、渋谷駅中心地区デザイン会議を設けております。複数の大規模建築物の計

画を一体的に捉えた景観誘導や、地域の個性を生かした景観誘導を行っております。座長は内藤先生、副座長に岸井先生、渋谷区副区長、また、東京大学の中井先生や地元代表の方、渋谷区を委員として運営しております。

次に、指針の変更（案）についてご説明させていただきます。

まず、変更の目的ですが、渋谷の特定区域景観形成指針は、東京都の認定を受けてから約7年が経過しております。指針の区域内では複数の大規模開発が進み、渋谷駅中心地区の景観は大きく変化してきました。また、昨年、東京都景観計画が変更され、夜間照明などの基準が新たに追加されましたので、引き続き地域の個性を生かした景観形成の誘導や、昼夜問わずにぎわいや活気を演出するまちとしての、更なる都市の魅力向上を図るため、こちらの指針を変更したいと思います。

こちらは、昨年に変更された東京都景観計画の概要ですが、渋谷の景観指針に関係するところは、4番の夜間照明に関する事項を追加されたところと、屋外広告物のただし書き規定を追加されたところになります。

先ほどご説明した指針1から4や、区域については変更ございませんが、今回の主な変更点は、夜間照明に関する項目の追加と、屋外広告物の項目に一部追加と変更をしております。

最初に、夜間照明ですが、こちらは東京都景観計画に追加された夜間照明の基準です。スライドの下から二つ目の項目に、建物の高層部では、色や過度な動きによる演出を避けると記載されていますが、ただし、地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでないといえますので、渋谷の夜間照明のあり方について、指針の中に追加していきたいと思っております。

渋谷の夜間照明の考え方ですが、お手元の変更の概要の2枚目をご覧ください。こちらが夜間照明の項目を追加したものでして、活気と品格ある景観を形成するため、以下の考え方に基づき誘導する。1番が、まちのシンボルとなる広場及びゲートとなる広場に面する建物は、各街区に応じた象徴的なアーバン・コアなどにおける人の動き、時事に応じた多様な色、形態の光を用いるなどファサードの動き、広告物やビジョン等による情報の動きに焦点を当てた照明計画によって、アクティビティが感じられるよう配慮する。

二つ目が、駅街区を頂点とし、群としての象徴性を備えたスカイラインを意識させるような照明計画とする。

三つ目が、地区計画により、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた夜間照明に関する

基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合については、これを尊重する。

4番は、渋谷駅中心地区デザイン会議において、まちの特性、周辺からの見え方、建築物等の形態・意匠等を総合的に勘案し、協議・調整を行うとしています。

夜間照明については、イメージ図も追加しております。人の動き、ファサードの動き、情報の動き、それぞれ説明文を加えていまして、情報の動きが建物壁面を活用したビジョン等による演出、人の動きがアーバン・コアや商業等の照明演出等による内部のにぎわいの創出、ファサードの動きがアーバン・コアの機能と共存し、光の演出等により個性あるファサードを魅せるとしています。

また、建物頂部やファサードにおける照明によって、群としての象徴性を備えたスカイラインを意識させるような照明計画のイメージ図も追加しております。

夜間照明については以上になります。

次に、スライドに戻っていただいて、屋外広告物について説明させていただきます。

こちらは、東京都景観計画の屋外広告物の基準です。赤字部分が追加された部分でして、不快なまぶしさを生じさせないように、周辺環境に応じて適切な輝度を設定する。また、建物の3階を超える部分、または地盤面からの高さ10メートル以上の部分について、適合させるべき基準に、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められた場合はこの限りでないと、ただし書きが追加されております。

次に、渋谷の屋外広告物についてご説明させていただきます。変更の概要の3ページをご覧ください。概要の左側が現行のものでして、右側が変更案となっております。赤字が、追加または変更部分です。

元々屋外広告物の掲出については、3番に、地域の活性化は、過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着きのある景観の形成をはじめとする、地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていくとありますので、概要版の右側の変更（案）の4番を追加しております。広告物やビジョン等は、街並みの個性や魅力を高め、情報発信やにぎわいを形成する効果があることから、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とするという、ただし書きを加えております。

また、4番を5番、5番を6番に番号をずらし、屋外広告物の考え方については、全体的に東京都の景観形成基準への適合を標準とすると最初に入れているのですが、6番の一部書き方を変更しまして、デザイン会議において、まちの特性、周辺からの見え方、建築物等の形態・意匠を総合的に勘案し、協議・調整を行う。広告物やビジョン等が、まちの

にぎわい形成や良好な景観形成に寄与し、かつ、防災等の情報発信やまちの良好なマネジメント等の実現に資するものとして、デザイン会議において協議・調整を行い、認められた場合は、大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準によらないことができるとしています。

指針の変更点については以上になります。

事業者との合意状況ですが、区域内で大規模建築物を建築または計画している事業者や、渋谷駅前エリアマネジメント協議会と調整・確認を行いながら、こちらの指針変更（案）を作成しました。また、指針変更（案）について、今年の1月29日に開催しましたデザイン会議において説明を行いまして、区域内で大規模建築物を建築または計画している事業者さんやエリマネさんにも出席していただいております。

こちらは、デザイン会議でいただいた指摘事項になります。夜間照明については、低層部、中層部、高層部の3段階に分けて整理したほうがよい。低層部に対する配慮をお願いする。世界に誇る渋谷となるように、細部に至るまで検討してほしい。遠くから見た超高層分についても検討すべき。丸の内のような統一的なものではなく、個々の頂部に特徴があったほうがよい。下のほうから見ても、上層階のアクティビティが分かるようにしていただきたい。屋外広告物等について、ビジョン等についてはエリマネの収益を公共貢献としてまちのために還元してもらい、地元の意見も聞きながら、きちんとしたルールを検討することとご意見をいただき、指針変更（案）を作成いたしました。

今後については、駅に直接面していても、指針の適用区域になっていない区域がある。区域のあり方について検討してもらいたいということと、夜間照明について、周辺との関係についても議論を深めていくべき。渋谷にとって良好な景観とか何か、引き続き議論したいというご指摘をいただいております。

今後、区域の拡大と検討すべき課題もございますので、今回、変更の認定を申請させていただきますが、引き続き渋谷駅中心地区の景観形成について、デザイン会議を中心に議論を続けていきたいと考えております。

また、地元意見への対応状況なのですが、今年の2月4日から15日までホームページに指針変更（案）を公開し、意見募集を行っておりまして、また、2月8日には意見交換会も開催しております。

いただいたご意見を資料1-3に添付しております。何点かご紹介させていただきます。

夜間照明の項目の一つ目ですが、建物ばかりがクローズアップされるのではなく、人に

も光が当たるように計画してほしい。屋外広告物の項目の三つ目ですが、屋外広告物の基準の6について、デザイン会議で調整を行い認められた場合は、大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準によらないことができるとしていますが、意見募集時は一般的な基準によらないことができるとしておりまして、無秩序に広告を設置してよいのかというご意見をいただきましたので、具体的に東京都の景観形成基準によらないと変更いたしました。

時間が限られておりますので、意見については以上とさせていただきます。

最後に、スケジュールですが、本日ご説明させていただきます、3月の中旬頃、東京都へ認定の申請を行い、3月22日の景観審議会へ上程予定です。4月の認定を目標にしております。

ご説明は以上になります。

○岸井部会長 それでは、ただいまの説明に関してご質問等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

ちなみに、お手元に東京都の景観計画がございますが、その141ページに、今回、対象になっています大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度のようなものがありまして、その中で、特に、地域の個性を生かした景観誘導を行う地区については、183ページに少し特別な取扱いが書いてございます。この運用に当たっては、185ページにあるように、景観審議会が意見を申し上げた上で東京都が認定をするという仕組みになっておりますので、今日は、当該自治体、渋谷区のほうから、東京都に新しい変更案の認定の申請があり、それを皆様にまずお諮りをしているということでございます。

ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○田中委員 質問ですが、配付資料1-1の2ページ、裏面の部分なのですが、考え方の1)の中段に、時事に応じた多様な色、形態の光を用いるなど「ファサードの動き」と書いてあります。先程ご説明の中で、デザイン会議から低層、中層、高層ということだったので、これは多分、建物全部に適用されるものだと思うのですが、この時事に応じた動きというのは、どのぐらいのインターバルを指すのでしょうか。

○渋谷区 特段、限定的なものではなくて、元々東京都の基準のほうが、演出を避けるというような書き方になっていまして、地域で基準をつくった場合はその限りでないという形になっておりますので、今回、その地域の基準ということで、どういう動きかというのは、またデザイン会議の中で詳しく審議していただきたいのですけれども、特段、こういう形というのは固まってはいないのですけれども、ある程度、点滅したりとか動いたりとかとい

うのは、今、事業者のほうで検討しているような形なので、具体的に出てきましたら、またデザイン会議のほうと協議したいというふうには考えています。

○田中委員 これは意見ですが、例えば東京タワーの色が変わるようにね、スカイツリーとか、そういうような変化というのは差し支えないと思うのです。それで、低層のビジョンは、そういう動きになるものなどでいいと思うのですが、ファサードは、最近、LED照明の中でいろんなことができるようになってきたせいで、例えば香港などの高層ビルを見ると、電飾というか電光掲示板のように文字が現れたり、鳥が飛んだりとか、そういうのを建物全体のファサードでやっている例があるのですね。これは、結構周辺の景観へのインパクトも大きいので、無原則にやらないほうがいいというか、原則としてはそういうのは避けていただき、デザイン会議が特別に認めたときのみオーケーというようなことにしていただいたほうがいいと思うのですね。ここ、ファサードの動きという表現を使われているので、それがすごく誤解を生むのではないかと。これは多分、低層階のアーバン・コアなので、中の動きが見えるというようなニュアンスが入っているのだと思うのですが、その辺は、文言も含めて少しご検討を、誤解を生まないような表現を工夫していただきたいと思います。

○渋谷区 確かに、先生がおっしゃるとおりに、アーバン・コアの中のエスカレーターとかそういう動きが強調するよという趣旨が主なのですけども、誤解を受けるというようなご指摘なので、少しまた検討させていただきたいと思います。

○岸井部会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

○高見委員 特に記述に書かれるということではないのかもしれませんが、夜間照明計画というのは、何か考え方を述べて、それに対応しようとする、どんどん明るくなると思います、基本的に、増えてしまっていく。何かをしようと思うと、割と減らす方向に作用しないように思うのですね。そういう意味で、どのぐらいの明るさにしたいのかみたいな基本的な考え方はおありなのでしょうか。

○渋谷区 その辺の細かい話し合いまではまだできていないのですけども、確かに、一部分だけ明るくなったりとか、そういうところは避けたいと思いますので、その辺は、街区ごとにどういうふうに照明計画を立てていくかというのは、今後議論していきたいなと思っています。

○高見委員 近年、超高層ビルの頭のほうに付けたりとかですね。無ければ無いでいいわけですよ。付けるとその分明るくなるわけですね。ここでまた動きを見せたいとかいうと、そのために専用の照明がつくと。多分、どんどん明るくなるほうに作用するので、何かそれをあるところで抑制するみたいなことが少し触れられているか、方針としてお持ちになっていたほうが、多分、まちとしてはいいのではないかなという気は致すのですね。それは、割と全体の方針の話なので、割と小さなことではないと、私は思っています。

○渋谷区 そうですね。その辺もまた少し検討をしてみたいと思います。確かに東京都の元々の基準のほうは、過度な演出を避けるというか、そういう文言がありますので、そういうものを標準としつつも、駅前のにぎわいを持たせたいところについては、演出的な仕様についても煮詰めていく、そういうような方向で、また修正について検討していきたいと思います。

○岸井部会長 はい。どうぞ。

○瀬良部会長代理 変更の概要の3ページの現行と変更案の新旧対照表を見て、現行の5)の「東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて」という表現が変更案のほうではないのですけれども、もう完全に外してしまうという考えなのか、余りにも当然なので、あえて書かないということなのか、その考え方を教えていただければと思います。

○渋谷区 屋外広告物条例につきましても、現状、駅街区なんかで検討しているものは、特例だけをとって、基準以上のものをやりたいというような、そういう相談も来ているところでして、この中に入れていくかどうかというのは検討したのですけれども、今までにつきましては、景観指針のほうが、ただし書きがなかったもので、景観指針の内容は守りなさいという形であったのですけれども、今回、ただし書きができましたので、そのただし書きを適用して、景観の指針の基準を超えていく場合についてはということで書きまして、屋外広告物条例自体について、元々デザイン会議中でいい悪いという指示するだけではないので、今のも参考的に前回書かれていたもの、これ、今後につきましても、とりあえずは景観の形成指針のただし書きを適応する条件として書いておきまして、屋外広告物条例の特例許可のほうにつきましても、ただいま相談している最中なのですけれども、デザイン会議の結果なんかも尊重してくれるということでお話を聞いていますので、引き続き、抜いた的には同じようになると思います。

○瀬良部会長代理 分かりました。同じ扱いだけど、あえてここにもう書く必要がないというご判断されたということですね。分かりました。ありがとうございます。

○岸井部会長 他にはよろしいでしょうか。

○田中委員 すみません、もう一点。

○岸井部会長 どうぞ。

○田中委員 どういうふうだったか、私、記憶が定かでないのですが、羽田空港の進入ルートが変更になります。それで、まち側からのアプローチが、日没後に入っていたかどうか分からないのですが、そうだとすると、上空からの夜間照明の視認ができるようになります。なので、もしそれが該当するようであれば、視点場として上空というのを加えていただいたほうがいいのかと思います。

○渋谷区 それは検討いたしますけれども、たしか、渋谷の駅の中心部の真上自体は飛ばなくて、少しずれた形になるかと思うのですよね。

○田中委員 はい。でも、多分それなりの高さのところを飛ぶので、十分視認できると思いますよ。

○渋谷区 そうですね。600メートルか、もう少し前後ぐらいだったかと思います。

○岸井部会長 夜は飛ぶのですか。

○渋谷区 夕方あたりの2時間の限定した時間帯だったと思います。

○岸井部会長 では、それはまず確認していただいてからですね。

他はよろしいでしょうか。

○内藤委員 これは希望なのですが、何と云ったか、特定区域景観形成指針適用区域というのが青線で書いてありますが、本当は隣接するところはどうなのだという話があるはずなので、今後、行政的にそれをどう裁いていくのかというのを引き続きご検討いただきたいと思います。つまり、特に駅街区の宮益の下とか、道玄坂とかという、この特定指針を守っているところはルールの中でやるのだけど、その隣は外れていますよねと言っている、逆に不利益を被る可能性があるんで、そこの調整も出てくると思いますので、今後、その線引きなり、適用なりをお隣さんの話も考えて、含めていただけるとありがたいなというふうに思います。

○渋谷区 地元の意見でもそういった意見がありましたので、来年度は検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○岸井部会長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で質疑を終了いたします。

関係者の方はご苦労さまでした。退室をお願いいたします。

(渋谷区退室)

○岸井部会長 それでは引き続き、渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針変更（案）の認定について、事務局から説明と質疑に移りたいと思います。

事務局のほうから、案の説明をお願いいたします。

○蓮見景観担当課長 それでは、お手元に資料1-4をご用意ください。

それと、先ほど岸井先生からお話がありましたこちらの景観計画の184ページに、2)の認定のところに認定基準が4点ございます。そちらを抜粋したものがこちらの資料1-4、審査項目というものになります。

まず、その審査項目、4点ございまして、まず1点目ですけれども、(1)大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者の全員の合意が得られているとともに、特定区域景観形成指針案の適用区域内の地権者に対して十分な理解を得る努力がなされていることということで、対応状況としましては、渋谷区は、区域内で大規模な建築を行う事業者ですとか、そちらのエリアマネジメント団体と調整・確認を行いながらこちらの案を作成し、内容についても合意を得ている状況にあると。

また、地権者の理解を得る努力を、先ほど説明会等、また、パブコメ等で実施しておりますので、そちらの得る努力を十分に行われているのではないかというふうに確認ができます。

また、(2)ですけれども、地元からの意見に対する十分な配慮ということで、こちらの変更案につきましては、専門家ですとか地元代表で構成されるデザイン会議で議論を重ねるとともに、2月8日に区民を対象にした意見交換会を開催するとともに、約2週間弱ですが、こちらの指針案の変更について意見募集を行って、意見に対する渋谷区の考え方等を、対応を示している。

また、(3)の審査項目でございますけれども、東京都景観計画の理念との整合性ということで、本指針は、地元から意見を聴取し、渋谷区、事業者及び地元住民が連携して取りまとめており、都の景観計画に定める基本理念、「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、並びに「交流の活性化による東京のさらなる発展」との整合を図っていることが確認できております。

また、(4)景観形成の方針、景観形成基準及び運用体制の妥当性ということで、追加する景観形成基準は、景観形成の方針に基づき、渋谷の特性を生かすように定めているということで、こちら審査項目に対して対応状況がなされているというふうに確認がされてご

ございます。

また、先程質疑応答の中で、先生方から、ファサードの動きに対する表現に対して誤解が生じないようにですとか、また、夜間景観のところでは照明を抑制する表現を少し記載すべきではないかというようなご意見いただきました。先ほどの渋谷区さんの質疑応答の中でも、そちらについては検討するというようなお話がございましたので、基本的にこちらの方針については、こちらの審査項目に適用されておりますので、そちらの部分、検討結果を踏まえた上で、3月22日に開催される景観審議会のほうで審議をお願いしていきたいと思っております。こちらにつきましては、都の景観形成指針として、先程の2点、検討を踏まえた上で認めることが妥当というふうに考えてございますので、方針のほうに審議を図りたいと考えてございます。

また、認定につきましては、3月22日の本審後、4月中旬を目途に認定を行っていく予定と考えてございます。

事務局からの説明については以上でございます。

○岸井部会長 基本的には妥当であると判断をしますが、各委員からはご注意をいただいたので、その部分については、一部、渋谷区と文言の修正も含めて検討した上で、本審議会に諮りたいということでございます。特に過度の演出であるとか、過度の明るさについては留意してほしいというご意見がありました。

それから、特別な内容、今回の案件の内容になるかどうかあれですけど、まず光の、上空からの視点の話がありました。これは確認していただいた上で、夜間も飛ぶのかどうかということも含めて検討していただくし、それと隣接地への対応についてもご注意がありましたので、これも、この認定の変更指針の案の中には入らないかも分かりませんが、お伝えをいただいて、しっかりと審議会の中でも議論をしていただければと思います。

今のような取扱いで、東京都の景観審議会に諮るということを了承してよろしいでしょうか。

○田中委員 結構ですけど、先程1点言いそびれたことがありましたので、もしよろしければ意見に含められるかどうかご検討いただきたいのですが、概要の資料の3ページの右側の4)に、広告物とビジョンのことが書かれています。最後に、良好な景観形成に寄与するような表示・掲出とすると書いてありまして、これは先程いらしていたエリアマネジメントのほうである種のルールをつくられて、それを運用するような仕組みを持たれているんですね、渋谷区さんは。ただ、これはどちらかというと、ネガティブチェックのため

の仕組みでして、クオリティーの高いものを創出する仕組みではないのですよ。ですから、その最低レベルはクリアしていても、本当は渋谷なので、クオリティーの高い、非常にクリエイティブなものを出されたいのですが、そういうふうな立てつけには余りになっていないかもしれないですね、僕も詳しくはないのですが。

なので、ぜひ、そういうネガティブチェックもすると同時に、トップアップというか、上を引き上げるような仕組みを、併せてご検討いただきたいというようなことをつけ加えていただけるのならば、ありがたいと思います。

○蓮見景観担当課長 分かりました。先程の説明の中で、渋谷らしさの景観というのは何かというような検討も今後なされるというようなご説明もありましたので、そういう検討の中で、どのようなものが良好な景観なのかという、引き続き検討してもらえるように、渋谷区のほうにはお伝えしたいというふうに思っております。

○岸井部会長 それでは、今日の皆様のご意見を踏まえて、事務局のほうで取りまとめを行って、審議会にお諮りをすることにさせていただきたいと思います。

それでは、続いて、報告事項ですかね、これは。

○事務局 関連する報告事項です。

○岸井部会長 関連する報告事項ですね。ここの報告事項、並びに次の審議事項2が、東京都情報公開条例第7条第3号の規定に該当していますので、また、後の報告事項が、同条例第7条第5号の規定に該当するため、東京都景観審議会運営要綱第10条により、本部会は一部非公開といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、傍聴人の方はいらっしゃっていませんよね。

○事務局 はい。

(以下、議事録は非公開)